

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 納税者の利便を図るため、複数の自動車について一括して自動車税を納付すること（以下「一括納付」という。）ができることとすることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 道路運送車両法の一部が改正され、継続検査に加えて構造等変更検査においても、自動車税の納税確認が行われることとなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自動車税の納税義務者のうち知事が別に定める者は、その申請により、一括納付することができることとする。
- (2) 一括納付に対応する納税通知書の様式を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。
- (3) 道路運送車両法の一部改正に伴い、自動車税納税証明書の様式の一部を改める。
- (4) 施行期日は、平成22年4月1日とする(3)を除き、公布日とする。

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員互助会の事業内容及び収支の状況にかんがみ、会員の掛金の額は、各互助会ごとに定めることとすることに伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 会員の掛金の額は、各互助会ごとにそれぞれ定めることとし、掛金について定めた規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 障害者自立支援法施行規則の一部が改正され、自立支援医療（育成医療・更生医療）の対象となる障害に肝臓の機能の障害が加えられたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の申請書に添付する診断書の提出が2年に1度（現行 毎年）に変更されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 様式について、次のとおり所要の整備を行う。
 - ア 自立支援医療の支給認定の申請書に添付する意見書の様式 障害の種類に肝臓機能障害を加える。
 - イ 自立支援医療受給者証の様式 次回継続申請を行う際の診断書の要否等を加える。
 - ウ 指定自立支援医療機関指定申請書の様式 医療の種類に肝臓移植等を加える。
 - エ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(1)ウの一部を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。